

警ら用無線自動車等による先導要請に対する措置要領の制定について

平成元年12月1日例規（外勤）第33号

警察本部長

〔沿革〕 平成4年7月例規（警）第36号

平成23年9月例規（留）第31号

各部長・参事官・所属長

警ら用無線自動車及び交通取締用無線自動車（以下「パトカー」という。）による先導は、原則として道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第2項の規定等により実施してきたところであるが、実施の判断、適用範囲等の運用基準が明確でなかったことから、妥当性、公平性等の問題を内包していた。このことから、先導要請に対する適正かつ円滑な運用を図るとともに、適切な市民応接の推進に資するため、次のとおりパトカーによる先導要請に対する措置要領を定め、平成元年12月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

パトカーによる先導要請に対する措置要領

第1 目的

この要領は、パトカーによる先導の要請を受けた場合における措置（警衛、警護又は警備に係るもの及び核燃料の輸送に関するものを除く。）に関し必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領の用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 先導とは、各種の機関、団体あるいは個人から要請を受け、又は公共の安全等確保の必要からパトカーが対象車両（人・物）を目的地まで安全かつ円滑に到着させるため、対象車両を誘導し、警戒し、又は搬送しながら走行することをいい、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車として走行する場合及び通常走行する場合をいう。
- 2 関係所属長とは、通信指令課長、自動車警ら隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び署長をいう。
- 3 主管課長とは、先導の対象事項を所掌する関係所属長以外の県本部の課長をいう。

第3 先導の実施基準

先導は、次表の区分に応じた対象事項について緊急性、公共性、必要性及び妥当性を総合的に判断して実施するものとする。

区分	対象事項
1 人命に係るもの	(1) 緊急入院等のため先導 手術、治療等のため、緊急入院又は転院する必要がある場合で、原則として医師等から要請があったとき。 (2) 医師等の先導 急患等に対する医療措置のため、医師等が病院等に急行する必要がある場合で、医師等から要請があったとき。 (3) 血液、医療器具等の搬送 急患等に対する医療措置のため輸血用血液、臓器、血清、医療器具等を緊急に搬送する必要がある場合で、原則として医師等から要請があったとき。
2 公共の安全に係るもの	(1) 救助物資等の輸送 災害等の発生に伴う救助物資、医療品、作業資器材等を緊急輸送する必要がある場合で、関係機関から要請があったとき。 (2) 被疑者等の移送 被疑者等の移送等に伴い特に警戒の必要がある場合で、主管課長から要請があったとき。

	(3) 重要物資の搬送 日銀券、重要美術品等の搬送に伴い、特に警戒の必要がある場合で、主管課長から要請があったとき。 (4) 地震防災対策強化地域判定会委員が応召するとき。
3 その他	(1) 大臣、政府高官、外国大(公)使等から要請があった場合で、国家的又は国際的問題に関連し、緊急性及び必要性があるとき。 (2) 社会通念上やむを得ないと認められ他に手段がないとき。

#### 第4 先導要請を受理した場合における実施要否の判断

先導要請を受理した場合における実施要否の判断は、次の区分により当該所属長が行うものとする。

- 1 第3の表中1に定めるものについては、関係所属長。
- 2 第3の表中2の(1)、(2)、(3)及び3に定めるものについては、県本部地域課長(以下「地域課長」という。)。この場合において、地域課長は関係所属長又は主管課長と協議するものとする。
- 3 前記第3の表中2の(4)に定めるものについては、通信指令課長。

#### 第5 通信指令課長等への通報

- 1 関係所属長(通信指令課長を除く。)は、第4の1の規定により、先導の必要があると認めるときは、先導要請の内容、先導要領を直ちに通信指令課長に通報するものとする。
- 2 地域課長は、第4の2の規定により、先導の必要があると認めるときは、1に準じて通信指令課長に通報するものとする。
- 3 通信指令課長は、1及び2の通報を受理した場合で、先導区域が二以上の署の管轄区域にわたる場合は、当該先導区域を管轄する関係所属長に直ちに通報するものとする。

#### 第6 先導従事車両の指定

- 1 第5の通報を受けた通信指令課長は、関係所属長と協議の上、直ちに先導に従事させる車両(以下「先導車両」という。)を指定し、先導の区間、経路、引継場所、時間等を当該関係所属長に指示するものとする。
- 2 関係所属長は、急を要する場合で、1の通信指令課長の指示を受けるとまがないときは、自らの判断により先導車両を決定し、先導を開始することができるものとする。

#### 第7 交通取締用自動二輪車での先導

交通取締用自動二輪車での先導は、緊急やむを得ない場合を除いては関係所属のパトカーに引継ぐものとする。

#### 第8 先導の指揮

- 1 他都県との引継ぎを必要とする先導又は二以上の署の管轄区域にわたる先導に従事するパトカーの指揮は、通信指令課長が行うものとする。ただし、第6の2の規定により開始した先導については、第5の1の規定に基づく関係所属長からの通報を受理した時点で通信指令課長が指揮を引継ぐものとする。
- 2 1を除く先導の指揮は、当該関係所属長が行うものとする。

#### 第9 他都県警察からの引継ぎの受理及び他都県警察への引継ぎ要請

他都県警察からの引継ぎの受理及び他都県警察への引継ぎの要請は、次の区分により当該所属長が行うものとする。

- 1 緊急を要するものについては、通信指令課長。
- 2 緊急を要しないものについては、地域課長。この場合において地域課長は、引継内容等を通信指令課長に通報するものとする。

#### 第10 留意事項

先導要請の受理又は先導の実施に当たっては、次の事項に留意し、その適正な運用を期さなければならない。

##### 1 運用上の留意事項

- (1) 先導の対象とならないものについては、パトカーの公共性等を簡潔に説明して断ること。また、状況によっては通常走行による道案内又は近道の教示等を行うこと。
- (2) 救急車によることが適当と思われるものについては、救急車の利用を指導するととも

に、必要な連絡措置等を講ずること。

(3) 傷病人の転院等については、可能な限り医師の付添いを求めること。

(4) 被先導車両が4台以上あるときは、先頭及び最後尾にパトカーを配置し、又は「てい団」として先導するなど、安全に先導するための万全の措置をとること。

(5) 第3の表中2の(1)及び3に定める先導要請を関係所属長が直接受理したときは、速やかに地域課長に要請内容を連絡すること。

(6) 第3の表中2の(2)及び(3)に定める先導要請は、主管課長が地域課長に対して行うこと。

## 2 従事者の留意事項

(1) 被先導車両運転者の運転免許証の有無、運転の熟練度等を聴取した上、走行中の車間距離の保持、事故防止等について指導すること。

(2) 緊急入院等のための先導要請を受理した場合は、要請者等の心情を考慮し、被先導車両、運転者の氏名、目的地等必要最小限の事項についての聴取にとどめ、その他の事項については、目的地に到着後、時機をみて聴取すること。

(3) 先導実施中のサイレンの吹鳴は、実施の判断をした関係所属長の指示によること。

(4) 先導実施中は、常に被先導車両の追従状況を把握するとともに、適宜通信指令課に現在地を報告すること。

## 第11 実施結果の報告

先導等の実施結果は、次の区分に従い、別記様式（先導等実施結果報告書）により地域課長を経て本部長に報告すること。

1 自署管内で実施した場合は、当該所属長。

2 二以上の署の管轄区域及び他都県にわたって実施した場合は、通信指令課長。

## 第12 事務担当課

この要領の実施に伴う事務は、県本部地域課において処理する。

以下様式等省略